

表題	作成コーナーで「配当所得（総合課税）」を入力したい
ファイル名	1 特定口座の内容を入力する場合の入力方法

目次

1	申告する所得の選択等（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）	1
2	収入・所得の入力（収入・所得の入力 SS-AA-050）	2
3	株式の売却・配当・利子等の入力方法選択（株式の売却・配当・利子等の入力方法選択 SS-EA-010）	2
4	入力項目の選択（入力項目の選択 SS-EA-020）	2
5	特定口座年間取引報告書の一覧（特定口座年間取引報告書の一覧 SS-EA-030）	3
6	特定口座年間取引報告書の入力（特定口座年間取引報告書の入力 SS-EA-050）	3
7	特定口座年間取引報告書の入力（特定口座年間取引報告書の入力 SS-EA-050）	4

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 申告する所得の選択等（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 申告準備 → 2 収入等入力 → 3 控除等入力 → 4 その他入力 → 5 送信 → 6 データ保存等

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

申告する所得の選択

株式を売った方、配当等を受け取った方

☒ 株式等の譲渡（売却）、配当、利子 ? □

※：前年分の申告で株式の売却による損失を繰り越した場合は含みます。

土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産を売った方

☐ 土地や建物等の譲渡（売却） ? □

☐ 総合譲渡（金地金の売却など） ? □

その他の収入がある方

☐ 先物取引

※：外国為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得が該当します。

※：前年分の申告で先物取引による損失を繰り越した場合は含みます。

☐ 一時 ? □

☐ 雑（業務・その他）

※：原稿料、講演料、シルバートリートメントセンターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、生命保険等の個人年金や障害者年金などの他の所得に当てはまらない所得が該当します。

戻る 次へ

「申告する所得の選択等」画面で「株式等の譲渡（売却）、配当、利子」にチェックを入れ、『次へ』を押します。

1 / 4 （[目次へ](#)）

2 収入・所得の入力（収入・所得の入力 SS-AA-050）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 申告準備 → 2 収入等入力 → 3 控除等入力 → 4 その他入力 → 5 送信 → 6 データ保存等

収入・所得の入力

選択された所得の入力

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等を譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方、配当・利子等の受け取りがある方、前年分の申告において株式の売却による損失を繰り越した方

金融・証券税制	
申告分離課税	
株式等の譲渡所得等	—
上場株式等に係る配当所得等	—
総合課税	
配当所得	—
利子所得	—

戻る 次へ

「収入・所得の入力」画面が表示されますので、『金融・証券税制』を押します。

3 株式の売却・配当・利子等の入力方法選択（株式の売却・配当・利子等の入力方法選択 SS-EA-010）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

金融・証券税制

株式の売却・配当・利子等の入力方法選択

「次へ」ボタンを押して、株式等の売却等や支払いを受けた配当、利子等に係る内容を入力します。 ? □

特定権利行使株式（いわゆるストックオプション税制の適用を受けて取得した株式）を譲渡した方などに該当する場合 ▼

戻る 次へ

「株式の売却・配当・利子等の入力方法選択」画面が表示されますので、『次へ』を押します。

4 入力項目の選択（入力項目の選択 SS-EA-020）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

金融・証券税制

入力項目の選択

> 個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容 □

入力例 ? □

特定口座での取引

Q 申告する特定口座での取引はありますか？ ? □

はい いいえ

Q 申告する特定口座において支払いを受けた上場株式等の配当等がありますか？ ? □

※：特定口座以外で支払いを受けた配当等に係る内容については、「特定口座以外での取引」欄より入力します。

はい いいえ

配当所得の課税方法を選択してください。 ? □

総合課税 申告分離課税

入力する >

「特定口座での取引」欄について、次のとおり選択し、『入力する』を押します。

- ・「申告する特定口座での取引はありますか」→『はい』
- ・「申告する特定口座において支払いを受けた上場株式等の配当等がありますか」→『はい』
- ・「配当所得の課税方法を選択してください」→『総合課税』

5 特定口座年間取引報告書の一覧 (特定口座年間取引報告書の一覧 SS-EA-030)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

金融・証券税制

特定口座年間取引報告書の一覧

現在選択されている配当所得の課税方法は **総合課税** です。

> 総合課税と申告分離課税の詳細

特定口座年間取引報告書の入力

入力件数: 0件 / 300件

+ 報告書の内容を入力する

戻る 次へ

『+報告書の内容を入力する』を押します。

6 特定口座年間取引報告書の入力 (特定口座年間取引報告書の入力 SS-EA-050)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

金融・証券税制

特定口座年間取引報告書の入力 1件目

令和6年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください。
特定口座（源泉徴収あり）のうち申告しないものは入力不要ですので、入力するものがなければ、画面下の「戻る」ボタンを押してください。

特定口座年間取引報告書の入力

A 口座情報の入力

- 源泉徴収の選択

☒ あり
 ☐ なし
- 勘定の種類

☐ 保管
 ☐ 信用
 ☐ 配当等

申告する所得を選択してください。 ?

☐ 譲渡損益
 ☐ 配当等

「A 口座情報の入力」で、源泉徴収の選択は『あり』を選択します。

続いて、「特定口座年間取引報告書」を見ながら、「勘定の種類」のチェックを入れてください。

次に、入力中の特定口座について、申告する所得を選択してください。

その後は、「特定口座年間取引報告書」を見ながら、画面の案内に沿って操作を進めます。

※「譲渡損益」について申告するかどうかはご自身の選択となります。

※源泉徴収の選択で「なし」を選択すると、配当の入力はできません。

7	特定口座年間取引報告書の入力	(特定口座年間取引報告書の入力 SS-EA-050)
---	----------------	----------------------------

[illegible]

なお、スマホで表示した場合は、右下に表示される「見本」を押すと、「特定口座年間取引報告書見本」が表示されます。